

札幌ミュージック＆ダンス・放送専門学校における
「独占禁止法教室 feat. フリーランス法」の開催について

令和 8 年 9 月 2 5 日
公正取引委員会事務総局
北海道事務所

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、これまで全国各地の大学等において、当委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催しています。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、将来、フリーランスとしての社会的活躍が予想される専門学校生を対象に、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス法」といいます。）」の説明を中心とする「独占禁止法教室 feat. フリーランス法」（別紙参照）を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 令和 8 年 1 0 月 2 日（金）
3 限 1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 3 0

令和 8 年 1 0 月 6 日（火）
3 限 1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 3 0
- 2 場 所 札幌ミュージック＆ダンス・放送専門学校
札幌市中央区北 1 条西 8 丁目 2 - 7 5
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局北海道事務所職員
- 4 対象者 スーパー e エンターテイメント科及び音楽ビジネス科 学生
- 5 テーマ フリーランス法等の公正取引委員会の所管法令の概要について

※ 今回の独占禁止法教室の取材については、北海道事務所で対応いたしますので、以下の問い合わせ先へ御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局北海道事務所 総務課 フリーランス課
	電話 0 1 1 - 2 3 1 - 6 3 0 0（代表）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/

専門学校向け
出前授業
はじめました

知らなきゃヤバイ！？フリーランス法

独占禁止法教室 feat. フリーランス法の御案内

フリーランス法とは

フリーランスの取引上の弱い立場に着目し、フリーランスが安心して働ける環境を整備するために新しく制定された法律です。

～令和6年11月1日施行～

フリーランス法 義務項目

- ① 書面等による取引条件の明示
- ② 報酬支払期日の設定・期日内の支払
- ③ 遵守事項（禁止事項） など



独占禁止法の授業風景

公正取引委員会では、中学生・高校生・大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、独占禁止法教室を開催していますが、新たに、将来フリーランスとして働く機会のある専門学校の学生の皆さんに向けた、

独占禁止法教室 feat.フリーランス法

をはじめました！



公正取引委員会
マスコットキャラクター
どっきん

フリーランスとして働くときには、
仕事の条件をきちんと示してもらえるルール
（取引条件の明示義務）があることを説明します。

授業の一コマで、
「え、そんなことあるの!？」と思わず反応してしまう
「フリーランスあるあるトラブル」を題材に、
フリーランス法を解説します。

「アルバイトとフリーランスの違いは？」
「今、友達に制作をお願いするときはどうなるの？」
といったフリーランスを巡る質問にお答えします。

お問い合わせ

公正取引委員会事務総局 北海道事務所 フリーランス課
TEL：011-231-6300 [月～金 9:00-17:00]